

群馬県後期高齢者医療広域連合監査委員公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、事務局の定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成25年11月27日

群馬県後期高齢者医療広域連合
監査委員 赤川 常己

群馬県後期高齢者医療広域連合
監査委員 小野里 桂

(別 紙)

定期監査報告

1 対象課

総務課、管理課、給付課、会計課

2 監査の期間

平成25年10月21日から11月27日まで

3 監査の方法

平成24年度の財務に関する事務の執行について、あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、関係書類、諸帳簿等を抽出により調査した。

監査に当たっては、財務事務に関する事務が関係法令に基づき適正かつ効率的に執行されているかに主眼をおき、関係者から説明を聴取して実施した。

4 監査の結果

各所属とも財務に関する事務の執行については、法令等に準拠して適正に執行されているものと認められた。引き続き、適正な財務に関する事務の執行に努められたい。

なお、軽微な事項については、その都度担当者に口頭で指導したので、記述は省略した。